解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年二月二十五日付けで熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

熊本県熊本市元三町二丁目六番三号

清算法人天明新川土地改良区

清算人代表　志柿　茂喜

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の第一一六回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

大分市大字下判田一六〇〇番地

財団法人大分県公営企業協会

代表清算人　小野　嘉久

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月十一日盛岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

盛岡市菜園一丁目七番二二号

盛岡市洞清水土地区画整理組合

代表清算人　須永　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

山形県鶴岡市美咲町二六番一号

職業訓練法人鶴岡産業能力開発学院

清算人　早坂　剛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

福島県福島市置賜町一番二九号

社団法人福島県雇用開発協会

清算人　吉田　典男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

埼玉県新座市野火止一丁目一番二号

財団法人新座市都市施設振興公社

代表清算人　山本　雅之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

埼玉県春日部市粕壁三丁目一〇番四三号

粕壁三丁目A街区市街地再開発組合

清算人　山口禮三郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

千葉市中央区富士見二丁目五番一五号塚本千葉第三ビル九階

社団法人千葉県雇用開発協会

清算人　江澤　正敏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都新宿区弁天町一番地三河屋ビル一階

医療法人社団芙蓉野会

清算人　水島和一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都文京区湯島三丁目二六番一一号

財団法人全国米穀取引・価格形成センター

代表清算人　田原　文夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都千代田区三崎町一丁目三番一二号水道橋ビル

社団法人東京都雇用開発協会

代表清算人　宇野澤虎雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都豊島区東池袋一丁目四六番一三号ホリグチビル六〇二号室

特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会

清算人　川﨑　洋子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都港区三田二丁目一一番一五号

財団法人福澤記念育林会

清算人　川上　利明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日を以って存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号　神谷町ＭＴビル一四階

財団法人貿易ビジネス支援センター

清算人　三浦　秀人

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存立期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

神奈川県川崎市川崎区宮本町二番地二〇

財団法人川崎市リサイクル環境公社

清算人　工藤　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

福井市大手二丁目七番一五号

社団法人福井県雇用支援協会

代表清算人　今村　善孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十三日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

岐阜市橋本町二丁目二〇番地

社団法人岐阜県雇用支援協会

代表清算人　古池　昭治